

令和4年度 東京都児童相談所(相談部門)外部評価

杉並児童相談所

評価結果

結果報告日	2023年3月31日(金)
評価機関	株式会社 地域計画連合

<評価結果内容>

1. 大項目(第I部~VI部)毎の論点の整理
2. 評価項目毎の評価ランク(第I部~VI部毎の一覧)
3. 総括(1.の内容を評価機関により編集)
 - ・「職員レベル」「児童相談所レベル」「設置自治体レベル」での整理
 - ・現状(※良い点含む)と取り組むべき課題について整理

評価機関 : 株式会社 地域計画連合

評価シート

	評価項目 および 判断基準	外部評価
第 I 部 児童相談所の運営		
○組織体制		
評価項目	[No.1] 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
評価項目	[No.2] 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
評価項目	[No.3] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B
○職員の資質向上・業務改善		
評価項目	[No.4] 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
評価項目	[No.5] 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
○情報管理に関する事項		
評価項目	[No.6] 情報の取り扱いが適切に行われているか	S
評価項目	[No.7] 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A
○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について		
評価項目	[No.8] 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか (参考) 第 I 部 児童相談所の組織 講評 【組織体制/職員の資質向上等/情報管理/児童虐待・児相業務の広報活動】	A
<p>◆総評</p> <p>・建物のキャパシティをオーバーし、物理的な制約が多い中で、現場で工夫をして業務を行っている。職場全体の雰囲気が良く、多くの職員が気持ちよく働けていることは高く評価できる。経営層、職員へのヒアリングでは、児童相談所というストレスフルな業務を行う職場であるにもかかわらず、職員同士、同僚、上司がともに支え合うという数値化や客観的なデータでは図れない風土があることが感じられた。</p> <p>・支援経過及び組織決定の視覚化が図られている。組織決定の判断もステップを踏むような経過を踏まえて合議され、援助方針会議に原則全員参加というシステム的な取組も評価できる。人員確保及び執務環境の改善があれば、より高い質の援助活動が期待できる組織であると思う。</p>		

○参考 評点の補足

【国の基準に比べて職員の人数が不足している中での体制確保】[No.1]

・首都圏を中心に全国の児童相談所では児童福祉司、児童心理司の増員は喫緊の課題であるが、杉並児童相談所においても、児童福祉司や医療連携専門員などの専門職が国基準に比べて不足しており、児童相談所が本来発揮すべき機能の基盤整備として改善が求められる。

・一方で、毎年度の増員に努めつつ、都児童相談センターから指導的職員の定期的な勤務日の確保や、各分野を専門とした会計年度任用職員の配置、弁護士、医師の非常勤配置など一定評価できる面もある。

【支援経過及び組織決定の視覚化、段階を踏んだ意思決定】[No.2]

・日常的な支援については、各ブロックのチーフを中心にされており、所としての援助方針の決定についてはブロック会議によるSVの助言による精査、検討を行った上で援助方針会議で最終的な組織決定を行う等、慎重等かつ詳細な各アセスメントを踏まえて丁寧な支援計画の作成過程が窺える。各種マニュアルに従って所定様式に落とし込みながら組織決定していく作業からも、担当者自身が自信を持って対応できることにつながっているものと推察する。こうした支援経過及び組織決定の視覚化は高く評価できる。組織決定の判断もステップを踏むような経過を踏まえて合議され、援助方針会議に原則全員参加というシステム的な取組も評価できる。

【執務環境の改善、テレワーク等働き方改革の拡がり】[No.3]

・建物自体は閑静な住宅街にあり、来所者の相談、事務作業等に専念できる環境下にあるが、執務自体の環境は狭隘化が著しく事務室内は通行すら厳しい状況である。今後の区児童相談所設置の予定もあるようだが、内部努力だけでは如何ともし難い部分が大いと思われる。

・パソコンを活用したテレワーク制度もあり、児童心理司を中心にテレワークの積極的な導入やテレワークでの出勤を認めている点は高く評価できる一方、導入が一部のみに限られているため、今後の働き方改革の一つとして広がり期待したい。

【ITを活用した業務改善】[No.4]

・業務の質向上、効率化にむけて、PC(タブレット)等の積極的活用、ペーパーレスのため会議アプリの導入を検討しているなどの業務改善に取り組んでいる。リスクアセスメント、再統合、会議票などもシステム的に取り組んでいる。

【ヒヤリハットの事案共有】[No.6]

・過去に起きたヒヤリハット事案を所全体で共有し、プリンターでの印刷物の取り忘れという些細なことでも所全体に周知して注意喚起を継続している。

・毎週の全体連絡会でヒヤリ・ハット報告を行い、実際に月数件の自主的な報告が出ている点は評価できる。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

評価項目	[No.9] 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
評価項目	[No.10] 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	A
評価項目	[No.11] 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
評価項目	[No.12] 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

(参考) 第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先 講評

◆総評

・児童福祉司と児童心理司が連携して、施設措置児童に対する支援を行っている。特に定期的な訪問だけでなく、児童心理司も補完的な意見ではなく、積極的に関わる姿勢がある点は評価できる。児童福祉司と児童心理司の執務フロアが異なることで、以前よりも連携に課題を感じている職員は多い点に留意しつつ、更に子どもの権利擁護の観点で取り組まれない。
・各職員が子どもの最善の利益を考えて仕事をしていることが感じられた。入所児童担当福祉司を配置して定期的に施設を訪問している点も子どもの権利擁護と最善の利益に対する取り組みとして評価できる。児童心理司が里子や施設入所中の児童と関わりライフストーリーワークなどを行っている点も評価できる。児童心理司については、初期段階で児童心理司側からも連携した方が良いと考えるケースを提案するなどして、児童心理司のかかわるケースが増えていくことを期待する。さらに、入所児童担当福祉司のサポートと地区担当との連携が進むことを期待する。

○参考 評点の補足

【子どもの意向確認、把握に取り組んでいる】[No.9]

・新任職員が多いことから専門性に課題を感じているようだが、職員ヒアリング、援助方針会議における事例では、子どもの意向確認、把握に取り組んでいることが窺えた。

【アンケート結果の分析・活用】[No.10]

・児童福祉施設入所中の児童へのアンケートでは、施設入所の理由の説明、「子どもの権利ノート」への理解のほか、担当職員の「相談のしやすさ」「自分の気持ちを話せるか」には、概ね8割程度は肯定的な意見であった。一方、否定的、わからない等の回答が一定数の子どもから寄せられたことには留意されたい。職員調査では、「子どもの権利擁護や第三者委員についての説明」に対し、比較的できているとする割合が低い傾向もみられる点にも留意されたい。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応		
評価項目	[No.13] 相談・通告の受付体制が確保されているか	A
評価項目	[No.14] 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.15] 各種相談への対応が適切に行われている	A
評価項目	[No.16] 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ確に行っているか	A
○受理		
評価項目	[No.17] 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
評価項目	[No.18] 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	A
○子どもの安全確認・安全確保		
評価項目	[No.19] 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
評価項目	[No.20] 一時保護の要否の判断や進行管理が適切に行っているか	A
○調査・アセスメント		
評価項目	[No.21] 必要な調査が行われ、記録等が適切に作成・保管されているか	A
評価項目	[No.22] アセスメントが適切に行われているか	A
○援助方針の策定		
評価項目	[No.23] 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	S
評価項目	[No.24] 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
評価項目	[No.25] 援助方針の内容は適切か	A
評価項目	[No.26] 区市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
○在宅指導		
評価項目	[No.27] 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	B
○進行管理・援助方針等の見直し		
評価項目	[No.28] 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
評価項目	[No.29] 指導や措置を行っているケースについて、区市町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
○管轄する児童相談所の変更		
評価項目	[No.30] 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
(参考) 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 講評 【通告・相談対応/ 受理/ 子どもの安全確認・安全確保/ 調査・アセスメント /援助方針の策定 /在宅指導 /進行管理・援助方針等の見直し /管轄児相の変更】		
◆総評 ・一連の支援の展開、進行管理は、計画的に行われている。通告・相談→受理→安全確認→調査・アセスメント→援助方針の策定という一連の流れについては、組織体制の整備や進行管理上の工夫がされており、適切に実施されている。 ・一部で業務量等との兼ね合いで手が回らない部分も散見されるので、今後取り組まれることを期待したい。対応ケース数が多くて手が回りにくかった在宅指導や再アセスメントの実施・徹底が今後の課題であろう。		

○参考 評点の補足

【援助方針の検討から決定に至る段階を経た組織的な決定がある】[No.23]
 ・対応件数が多いため援助方針会議は時間に追われている印象だが、援助方針の検討から決定に至る段階を経て組織決定が行われている。担当者のプレゼンは5分という設定はあることから漫然とした報告・説明を行わないことが、適切かつ明快な事例理解の訓練に寄与する工夫と言える。各サービスや制度、関係機関の了解といった確認も適切に行われている。一方、ブロック会議での検討・決定事項が尊重されるため、職員全員が出席する援助方針会議では、他のチームの職員からの自由な意見は事実上出にくい。研修の機会としての効果等の検証も必要であると思われる。

【ブロック会議やチーム内で実質的な援助方針の議論が行われている】[No.24]
 援助方針会議前日にブロック会議を開催して、そこで実質的な議論が行われている。チームを中心としてチーム内でも活発な意見交換やアドバイスが行われており、最終的には援助方針会議で決定されており、段階的な組織決定が見られる。

【区市町村への援助方針説明、意見反映に向けた更なる検討への期待】[No.26]
 ・東京ルールに基づく対応が行われているとはいえ、区市町村の地域性も加味すると、連携には課題が多いという意見が聞かれた。逆に管内市区からの児相に対するアンケート回答は全般的に厳しい結果であった。両者ともに速やかな解決に至らない課題を認識していることが見て取れる。どうしても児童相談所は専門的見地からの助言等を行うほか、コンサルテーション的な役割を担うことが期待される。今回のアンケート実施を機に、更なる検討を相互に進めることを期待したい。

【在宅指導の保護者と子どもへの、具体的計画に基づく支援展開】[No.27]
 ・在宅児童についても、職員のスキルアップに取り組むと同時に、具体的な計画の策定が効果的と思われる。家族再統合計画書のような計画に基づく支援展開があるとよい。虐待事例の場合に採る児童福祉司指導の内容は、決定通知には包括的な表現が多いようだが、個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示し、計画的に進めるとよいと思う。保護者と子どもそれぞれに、何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何を、どうしたら見直しをするのか(たとえば、「子どもに対して、安全確認を目的として、当面1年間をめぐり月に1回の児童福祉司または心理司との面接を行い、家庭の状況が安定して安全確認の必要性がなくなったら終了する。」など)の具体的な計画を立てられると良いのではないかと。

【再アセスメントを行う体制の構築、子ども等との対面による丁寧な引継ぎ】[No.28]
 ・組織的な進行管理は適切に行われている。杉並児童相談所だけでなく、進行管理は主に方針を維持するか変更するか、新しく起きた事情にどう対応するかといった方針の決定のみが行われることが多いが、本来であれば、方針を決める前提として、その時点の再アセスメントが必要不可欠である。タイミングや頻度の判断が困難であることは理解するが、適宜、再アセスメントを行う体制の構築を期待したい。
 ・今年度から措置児童の担当制を新たに導入して各施設を訪問し、子どもと面接を行い、施設職員と協議する機会増を図っている。措置児童のアンケートも変わることが見込まれ、今後に期待できる取組みである。一方、人事異動時の引継ぎは短期間に行う必要があるため十分とは言えない。人事異動の際のケース引継ぎは、児童相談所職員にとって重要であるが、子どもや保護者、関係機関にとってはより重要である。本来であれば、子どもと保護者には、前担当と新担当が一緒に会って引き継ぐべきである。都には、児童相談所業務における引継ぎの重要性を理解した上で、十分な引継ぎ期間を設けるなどの何らかの制度的な手当を期待したい。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進

○援助方針の策定に関する調整		
評価項目	[No.31] 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
評価項目	[No.32] 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
○社会的養護時における援助		
評価項目	[No.33] 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A
評価項目	[No.34] 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
評価項目	[No.35] 保護者との交流が適切に行われているか	A
評価項目	[No.36] 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応しているか	A
○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		
評価項目	[No.37] 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
評価項目	[No.38] 措置の解除後の援助について、十分に対応しているか	A
○児童自立生活援助等		
評価項目	[No.39] 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	B
評価項目	[No.40] 18歳以上の者に対しても、必要な支援等を行っているか	A
評価項目	[No.41] 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
評価項目	[No.42] 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
評価項目	[No.43] 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか	A

(参考) 第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援と社会的養育の推進 講評

【援助方針の策定に関する調整/ 社会的養護時における援助/ 一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長/ 児童自立生活援助等】

◆総評		
<p>・不十分な施設定員の確保や児童心理治療施設の設置がないなど一時保護の長期化にもつながる課題が多い中で、施設担当の児童福祉司による定期的な訪問などを取り入れていることは評価できる。ただし、一時保護長期化は行き先不足のみとも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握することも保護期間の改善に役立つと思う。</p> <p>・今後さらに、入所児童担当福祉司と地区担当児童福祉司との役割分担と連携がうまくいくことを期待する。</p> <p>・施設も里親も空きはほとんどなく、子どもに合った施設等を選択する余裕のない実情がある。児童相談所が一人一人の子どもに適した援助方針(措置延長を含む)を策定するためには、里親、施設、自立援助ホームなどの受け皿が、いつの時点でも十分にあり、選択できるようになっている必要がある。定員の充足率だけでは必要性は図れない。児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、都としての取り組みを期待する。</p>		

○参考 評価の補足

【区児童相談所の設置が進む中、施設や里親の十分な定員確保を都に期待する】[No31][No32]

- ・施設の空きがなくて措置先の選定が行えない点や、児童心理治療施設の設置がなく、また子どもに合った施設を選択する余裕がない実情がある。
- ・措置先の選定を適切に行うためには、施設の定員に余裕があることが必要である。区児童相談所が設置されていく中で、施設が人的余裕のある区児童相談所を選択する可能性もあり、十分な定員を確保していく方策を都に期待する。

【保護者交流における手続きの適切さを担保する記録の運用】[No.35]

- ・保護者とは、年度当初の家庭復帰計画書の作成、その進行管理によって計画的な交流及び再統合が行われている。面会・通信制限は、基本的に保護者の同意が得られる場合には、口頭指導又は2号指導、得られなければ法的対応という3つに分けられる。こうしたことを踏まえて担当福祉司が理解することが大切であり、記録上も適切に残すことが求められる。手続的な適切さを担保するために、①措置によらない指導か2号指導か虐待防止法に基づくのかという根拠、②保護者の同意の確認記録、③面会通信制限が組織として決定されていること、の3点が記録上わかるように運用されたい。

【自立援助ホームへの積極的な関わり】[No39]

- ・自立援助ホームは入所後は、施設に対応を任せており、施設側からの働きかけも薄い現状がある。児童自立生活援助事業の主体は児童相談所であり、自立援助ホームは児童相談所の委託を受けて実施していることから、今後積極的にかかわっていかれたい。当事者が児童自立生活援助事業を知って利用申し込みをしていくことは少ないので、まずは相談にのる必要がある。都内の自立援助ホームは計19か所あり、18歳以上の場合の適切な支援についても期待したい。

【家庭的養育等への一層の取組みへの期待】[No41][No42][No43]

- ・里親認定や登録に関しては本庁と共に取り組んでいるが、委託可能な里親の確保に苦慮する場面がある。毎年各区市と共催で一般都民向けの養育家庭の体験発表会をそれぞれ1回開催しており、毎年募集人数以上の参加者がある。また、里親希望者が相当数いる点や特別養子縁組が成立した里親が多い点は評価できる。それでも高齢児や長期委託などを頼める里親数は不足しているとのことで、より一層の取組みに期待したい。
- ・東京ルールにより、特別養子の成立後は児童福祉司指導とし、区市町村に指導委託している。今後は児童相談所においても、民間あっせん機関との連携などにより支援が進むことを期待したい。

第V部 家族とのかかわり・家族への支援

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

評価項目 [No.44] 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
--	---

○保護者に対する指導・支援

評価項目 [No.45] 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
--	---

評価項目 [No.46] 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた指導・支援の方針を組織的に検討・判断しているか	B
---	---

(参考) 第V部 家族とのかかわり・家族への支援 講評

【子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取/ 保護者に対する指導・支援】

◆総評

- ・在宅の場合も親子分離中の場合も、進行管理は概ね適切になされている。また、支援方針の検討に直結する子どもや保護者への説明等は、支援方針の検討段階から進行管理を含めて適切に行われている。ただし、やはり個性が高いことを認識したうえで、特に児童福祉司指導の内容については個別ケース毎に子どもや保護者に対し、具体的な方針を伝える必要があると思う。
- ・保護者へのアドボケイトの観点から、保護者の支援・指導にあたってより具体的な計画の策定が効果的と思われる。何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何を、どうしたら見直しをするのか、といった内容で具体的な計画を立てられると良いのではないかな。
- ・保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合や保護者が指導や勧告に従わない場合などは、一定の割合で当然に発生するものであることを前提として、児童福祉審議会の意見聴取について、組織としての具体的な対応方法を共有されたい。都の方針に委ねざるを得ないが、児童福祉審議会の意見聴取についての意義や考え方は全職員に周知されていることが望まれる。

○参考 評点の補足

【2号指導の決定通知書の記載の具体化】[No.45]

- ・在宅の支援・指導の内容は組織決定して実施されてはいるが、2号指導の決定通知書の記載は抽象的で他に書面等が作成されていないため、支援・指導の内容が客観的に明確でない点は改善の余地がある。当事者が自分に何が求められているのか、わかるよう具体的な記載が期待される。虐待事例の場合に採る児童福祉司指導の内容は決定通知には包括的な表現が多いようだが、個別に児童や保護者との同意事項を具体的に示し、計画的に進めるとよい。

【家庭復帰以外の「再構築」][No.46]

- ・家庭復帰ケースについては、家庭復帰計画書に基づいて計画的な親子交流及び再統合が行われている。家庭復帰以外の「再構築」についても今後意識して取り組んでいかれたい。

第VI部 区市町村や関係機関との連携

○区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		
評価項目	[No.47] 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
○区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援		
評価項目	[No.48] 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
評価項目	[No.49] 区市町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
○都道府県児童福祉審議会との連携		
評価項目	[No.50] 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見聴取と報告は適切に行われているか (参考) 第VI部 区市町村や関係機関との連携 講評	B
【区市町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築/ 区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援/ 都道府県児童福祉審議会との連携】		
<p>◆総評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京ルールはおおむね適切に運用されているといえる。また、区市町村との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることも理解できる。しかし、管内市区との相互の不信や不満は高いレベルにある。子どもや家庭への支援にあたっては、その福祉が最優先されること、児相の専門的機能は区市町村に対しても伝え支援する立場になることから、よりよい連携に向けた取組が進むことを期待したい。 ・相互理解を進めていくために、日頃からの丁寧な関わりや人事交流、支援の並走ケースの設定、事例検討会などの積み重ねを期待したい。要保護児童対策地域協議会への複数職員の出席なども検討してはどうか。 ・児童福祉審議会については、都に対して、同会の活性化のために必要な運用の整備等を求めると同時に、児童相談所としても外部からの意見聴取の必要性や有効性の理解が必要であると感ずる。 		

○参考 評点の補足

【区市町村との相互理解を前提とする関係改善】[No.47]

・区市町村や関係機関との連携については、個別ケース検討会議等において、関係機関とのカンファレンスで各機関の役割分担を確認した上で対応している。一方、管内市区に対する児相相談所の対応についてのアンケート結果は、非常に厳しい意見が多く見られている。また、児童相談所側の職員アンケートでも、連携に課題があるという意見が複数みられており、全体としては相互理解を前提に、関係の改善を進めることが望まれる。

【要対協でのコンサルテーション機能の発揮】[No.48]

・区市町村の組織体制に左右される面もあるとはいえ、児相は要保護児童対策地域協議会においてもコンサルテーション機能の発揮が期待されることから、今後の連携促進を期待したい。

[No.49]

・区市町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援は、都と共同して、児童相談所として行うべき支援が行えるような関係の改善が必要な状況である。

【客観的な専門家の意見や助言を得るための児童福祉審議会の積極的活用に向けた体制整備】[No.50]

・児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所の援助決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである。この趣旨を踏まえ積極的に活用することが望まれる。

・現状、東京都では、月1回開催の児童福祉審議会で都児童相談所の全諮問ケースを扱っており、令和4年度12月末時点の実績では諮問件数45件(うち28条新規・親権停止以外は8件)となっている。客観的な専門家の意見や助言が有意義であるケースについては、より積極的に児童福祉審議会を活用してもらいたい。東京都では、月1回開催の児童福祉審議会で都の全児童相談所の諮問ケースを扱っているところ、所内手続きを含めて気軽に提出しづらいことがうかがえた。児童相談所の積極的な利用のために、都には、書類作成などの運用の面で、少しでも児童相談所職員が使い易くなるような改善を期待したい。また、児童相談所には外部専門家の意見をもらえることのメリットについて職員の理解を深めることが求められる。

杉並児童相談所 外部評価 総評

【職員】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	建物のキャパシティーをオーバーし、物理的な制約が多い中で、現場で工夫をして業務を行っている。職場全体の雰囲気良く、多くの職員が気持ちよく働けていることは高く評価できる。	タブレットを活用したテレワーク制度もあり、児童心理司を中心にテレワークの積極的な導入やテレワークでの出勤を認めている点は高く評価できる一方、導入が一部のみに限られているため、今後の働き方改革の一つとして広がり期待する。
II	入所児童担当福祉司を配置して定期的に施設を訪問している点も子どもの権利擁護と最善の利益に対する取り組みとして評価できる。児童心理司が里子や施設入所中の児童と関わりライフストーリーワークなどを行っている点も評価できる。	各職員が子どもの最善の利益を考えて仕事をしていることが感じられたが、更に入所児童担当福祉司のサポートと地区担当との連携が進むことを期待する。
III	援助方針会議前日にブロック会議を開催して、そこで実質的な議論が行われている。チーフを中心としてチーム内でも活発な意見交換やアドバイスが行われている。	児童相談所は専門的見地からの助言等を行うほか、コンサルテーション的な役割を担うことが求められる。分担ではなくのりしらの連携が進むよう取り組まれていくことを期待する。(再掲)
IV	一時保護の長期化にもつながる施設定員の確保、児童心理治療施設の設置がないなどの課題は多い中で、施設担当の児童福祉司による定期的な訪問などを取り入れていることは評価できる。	今後更に、入所児童担当福祉司と地区担当児童福祉司との役割分担と連携が進むことを期待する。
V	在宅の場合も親子分離中の場合も、進行管理は概ね適切になされている。また、支援方針の検討に直結する子どもや保護者への説明等は、支援方針の検討段階から進行管理を含めて適切に行われている。	児童福祉司指導の内容については、個性の高さを踏まえ、ケース毎に子どもや保護者に対し、具体的な方針を伝える必要がある。保護者の支援・指導にあたってより具体的な計画の策定が効果的と思われる。
VI	東京ルールはおおむね適切に運用されているといえる。また、市区との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることも理解できる。しかし、区市との相互の不信や不満は高いレベルにある。	区市との相互理解を進めていくために、日頃からの丁寧な関わりや人事交流、支援の並走ケースの設定、事例検討会などの積み重ねを期待したい。要保護児童対策地域協議会への複数職員の出席なども検討してはどうか。

【児相相談所】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	経営層、職員へのヒアリングでは、児童相談所というストレスフルな業務を行う職場であるにもかかわらず、職員同士、同僚、上司がともに支え合うという数値化や客観的なデータでは図れない風土があることが感じられる。	タブレットを活用したテレワーク制度もあり、児童心理司を中心にテレワークの積極的な導入やテレワークでの出勤を認めている点は高く評価できる一方、導入が一部のみに限られているため、今後の働き方改革の一つとして広がり期待する。(再掲)
II	児童福祉司と児童心理司が連携して、施設措置児童に対する支援を行っている。特に定期的な訪問だけでなく、児童心理司も補完的な意見ではなく、積極的に関わる姿勢がある点は評価できる。	児童福祉司と児童心理司の執務フロアが異なることで、以前よりも連携に課題を感じている職員がいる点に留意したい。初期段階で児童心理司側からも連携した方が良いケースを提案し、関わるケースが増えることを期待する。
III	一連の支援の展開、進行管理は、計画的に行われている。通告・相談→受理→安全確認→調査・アセスメント→援助方針の策定という一連の流れについては、組織体制の整備や進行管理上の工夫がされており、適切に実施されている。	一部、業務量等との兼ね合いで手が回らない部分も散見されるので、今後取り組まれることを期待したい。対応ケース数が多くて手が回りにくかった在宅指導や再アセスメントの実施・徹底が今後の課題だろう。
IV	一時保護の長期化にもつながる施設定員の確保、児童心理治療施設の設置がないなどの課題は多い中で、施設担当の児童福祉司による定期的な訪問などを取り入れていることは評価できる。(再掲)	一時保護長期化の原因は行き先不足のみとも言えない側面があると考えられる。進行管理としての3週間、40日などとともに、実際に短期間で解除できない理由等を把握することも保護期間の改善に役立つと思う。
V	在宅の場合も親子分離中の場合も、進行管理は概ね適切になされている。また、支援方針の検討に直結する子どもや保護者への説明等は、支援方針の検討段階から進行管理を含めて適切に行われている。(再掲)	保護者の支援・指導にあたって、より具体的な計画の策定が効果的と思われる。何を目的として、どのくらいの頻度・期間で、何を、どうなったら見直しをするのか、といった内容で具体的な計画を立てられると良い。
VI	東京ルールはおおむね適切に運用されているといえる。また、市区との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることも理解できる。しかし、区市との相互の不信や不満は高いレベルにある。(再掲)	保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合や保護者が指導や勧告に従わない場合などは、一定の割合で当然に発生するものであることを前提として、児童福祉審議会の意見聴取について、組織としての具体的な検討が必要である。

【設置自治体】

	現状・特に良いと思う点	取り組むべき課題
I	支援経過及び組織決定の視覚化が図られている。組織決定の判断もステップを踏むような経過を踏まえて合議され、援助方針会議に原則全員参加というシステムの取組も評価できる。	杉並児童相談所においては、職員の法定だけでなく、児童福祉司3名、医療連携専門員1名など専門職に欠員が生じており、児童相談所が本来発揮すべき機能の基盤整備として改善が求められる。
II	児童福祉司と児童心理司が連携して、施設措置児童に対する支援を行っている。特に定期的な訪問だけでなく、児童心理司も補完的な意見ではなく、積極的に関わる姿勢がある点は評価できる。(再掲)	児童福祉司と児童心理司の執務フロアが異なることで、以前よりも連携に課題を感じている職員がいる点に留意するとともに、初期段階で児童心理司側からも連携した方が良いケースを提案し、関わるケースが増えることを期待する。(再掲)
III	一連の支援の展開、進行管理は、計画的に行われている。通告・相談→受理→安全確認→調査・アセスメント→援助方針の策定という一連の流れについては、組織体制の整備や進行管理上の工夫がされており、適切に実施されている。(再掲)	人事異動の際のケース引継ぎは、子どもと保護者にとって重要であり、本来であれば、前担当と新担当が一緒に会って引き継ぐべきであろう。本庁には、児童相談所業務における引継ぎの重要性を理解した上で、十分な引継ぎ期間を設けるなどの何らかの制度的な手当を期待する。
IV	一時保護の長期化にもつながる施設定員の確保、児童心理治療施設の設置がないなどの課題は多い中で、施設担当の児童福祉司による定期的な訪問などを取り入れていることは評価できる。(再掲)	施設も里親も空きはほとんどなく、子どもに合った施設等を選択する余裕のない実状がある。児童心理治療施設の設置、里親・施設の拡充、民間あっせん機関と各児童相談所の連携体制の構築など、本庁としての取り組みを期待する。
V	在宅の場合も親子分離中の場合も、進行管理は概ね適切になされている。また、支援方針の検討に直結する子どもや保護者への説明等は、支援方針の検討段階から進行管理を含めて適切に行われている。(再掲)	児童福祉審議会の意見聴取についての意義や考え方は全職員に周知されていることが望まれる。
VI	東京ルールはおおむね適切に運用されているといえる。また、市区との連携にはそれぞれに独自の課題が生じることも理解できる。しかし、区市との相互の不信や不満は高いレベルにある。(再掲)	児童福祉審議会については、同会の活性化のために必要な体制及び運用の整備等を求めると同時に、児童相談所としても外部からの意見聴取の必要性や有効性の理解が必要である。

■ 評価基準

評点	<評価項目> の 評価基準
S	優れた取組が実施されている 他児童相談所が参考にできるような取組が行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さに欠ける 「A」に向けた取組の余地がある状態
C	適切ではない、又は実施されていない 「B」以上の取組となることを期待する状態